一般社団法人 日本農業機械工業会会長 トラクター 懇話会長 全国農業協同組合連合会会長 一般社団法人 日本農業機械化協会会長 全国農業機械商業協同組合連合会会長

> 殿

農林水産省生産局長

農作業事故等の情報収集の強化に向けた要請について

農業については、就業人口当たりの死亡事故発生率が他産業と比べて高い状況にあることを踏まえ、本年3月31日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においても、「農作業事故の発生状況を把握し、調査・分析結果を活用することで、リスクの高い作業を行う場合に必要な安全対策の徹底を促すなど、地域の営農実態に応じた農作業安全対策を推進する」こととされたところです。

事故情報の収集につきましては、これまでも「農作業事故等の情報収集の強化に向けた要請について」(平成29年1月4日付け28生産第1512号農林水産省生産局長通知)に基づき御協力いただいてきたところですが、より計画的に情報収集や情報発信を行うことができるよう、これまで情報入手後速やかに御提供いただくこととしていたところ、原則として、毎月の期限までに御提供いただくこととしました。

つきましては、貴会会員等のうち農機具の製造、輸入及び販売に係る事業者に対して、農作業事故情報の収集及び分析の重要性について御理解いただいた上で、下記により事故情報等の提供につき御依頼くださいますようお願いします。

なお、提供いただいた情報等は、別紙「農作業事故情報等取扱要領」に基づき、適切に取り扱います。

また、これまでと同様、事故情報等を蓄積する中で、同一製品で同じような事故が頻発する等事故の拡大が懸念されるような事態が明らかになった場合にあっては、農機具の製造事業者等に対して、さらなる調査や適切な対応を要請させていただくこともありますので、その際にも御協力方よろしくお願いします。

1 農作業中の事故情報の提供

農機具の販売を行う事業者は、農作業中に生じた人的被害を伴う事故に関する情報(重大事故であるかどうかを問わない。以下「事故情報」という。)を入手した場合には、様式1に沿って把握した事故情報を記入した上で、原則として毎月 10日までに前月分を当該農機具の製造・輸入業者に提供してください。

また、農機具の製造・輸入業者は、事故情報を入手した場合には、様式1 に沿って把握した事故情報を記入した上で、販売を行う事業者から入手した 事故情報と合わせて、原則として毎月15日までに前月分を農林水産省生産局 技術普及課に提供してください。

なお、同一型式の機械で複数の事故が発生しているなど至急の提供が必要 と判断される事故情報を入手した場合には、上記の提出期限を待つことなく、 速やかに提供してください。

2 製造・輸入事業者が行う無償修理等の改善対策に係る情報の提供

農機具の製造又は輸入を行う事業者は、その取り扱う農機具について、不具合、欠陥等が存在し、使用者の安全を確保できなくなるおそれが明らかになったため無償修理等の改善対策を行う場合には、様式2(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)や消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)等に基づき別途当局に報告が求められる場合は当該報告様式でも可)により、農林水産省生産局技術普及課に提供してください。

(付記)

新型コロナウイルス感染症対策に係る環境整備の観点から、貴団体会員の 負担軽減を図るため、本通知に基づく情報提供の開始時期については、担当 より改めて御連絡いたします。

農作業事故情報等取扱要領

1 農作業事故情報等の収集は、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) 第15条に基づいて定められる食料・農業・農村基本計画第3の2の(6)の④イ に基づいて行うものである。

農作業事故情報等の中には、個人情報が含まれるが、本通知の依頼は、農作業 事故の防止のため、国が法令に基づいて事務を行うものであり、個人情報を含む 事故情報等提供の可否の御判断を行うに当たっては、この趣旨を御理解の上、御 配慮願いたい。

2 農作業事故情報等は、農林水産省生産局技術普及課において取りまとめた上で、 毎月、報告件数等を含め事故情報の概要を農林水産省のウェブサイト等で公表す るとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工 学研究センター(以下「革新工学センター」という。)において、事故情報等データベースとして蓄積し、労働安全衛生や機械安全等の専門家を交えた事故分析 体制の下で、分析を行う。

また、農作業事故情報等及び農作業事故情報等データベースの管理に当たっては、慎重を期し、漏洩がないよう取り扱うこととする。

- 3 農作業事故情報等は、次のような目的のため活用する。
- (1) 事故情報の概要の毎月の公表を通じた意識啓発と、事故の発生実態や傾向分析結果を踏まえた効果的な啓発資料、指導指針の策定等
- (2) 農機具等の安全設計の一層の推進
- (3) 革新工学センターにおける農機具の安全性検査の対象機種並びに検査の方法 及び基準の検討
- (4) 同一農機具で同じような事故が頻発する場合等における、製造業者又は輸入 業者への更なる調査や適切な対応の要請
- (5) 同様の事故の未然防止を図るため、事故事例として取りまとめた事例の革新 工学センターのウェブサイト等における掲載
- 4 農作業事故情報等の公表に当たっては、その目的に応じた集計・分析や加工を 行った上で実施することとし、提出された個票をそのまま公表することはしない ものとする。また、公表に当たっては、個人情報の取扱いに留意する。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に 基づく行政文書の開示請求があった場合は、同法の規定に基づき、個票の一部又 は全部を開示する場合があり得る。

農作業事故情報提供様式作成要領

1. 農作業事故の定義

本通知による情報提供対象となる農作業事故とは、農作業中に生じた人的被害を伴う事故(軽 傷事故を含みます。)とします。

農作業とは、農業生産活動に伴う一切の作業をいい、農業生産資材の調達や運搬、農機具及び農業施設の修理及び整備並びに市場までの出荷に伴う作業(ライスセンター、カントリーエレベーターでの調製や選果場での選果等)を含みます。

2. 情報の収集方法

農業者等から連絡・提供のあった情報について、様式に記入の上、提出してください。(農業者等からの連絡を受けた際には、様式の事項に沿って、極力詳細に聞き取っていただくことが望ましいですが、記入が困難な事項については、空欄のままで結構です。)

3. 様式の提出方法

販売店等は、事故情報を入手した場合、毎月10日まで(10日が休日の場合は休日明けの営業日まで)に前月分を、農機具による事故にあっては当該農機具の製造・輸入業者に提出してください。農機具の製造業者名等がわからない場合や農機具以外の事故にあっては、直接、農林水産省生産局技術普及課にE-mail(jikojoho@maff.go.jp)で御提出をお願いします。

製造・輸入業者は、自ら入手した情報と販売店等から報告のあった情報を合わせ、毎月15日まで(15日が休日の場合は休日明けの営業日まで)に前月分を農林水産省生産局技術普及課にE-mail(jikojoho@maff.go.jp)で御提出ください。

また、情報提供に当たり、期限までに詳細な情報が把握できなかった場合であっても、まずは 期限までに把握できた内容のみを送付し、その後に得られた情報は、翌月以降の提供の際に追 加で御提出ください。

なお、同一型式の機械で複数の事故が発生している等、事故の発生状況等を踏まえて至急の情報提供が必要と判断される場合は、上記提出期限を待つことなく、速やかに御提出ください。

4. 事故情報の使用目的及び取扱い方法について (別紙「農作業事故情報等取扱要領」による。)

5. 様式記入要領

- (1)記入欄に選択肢があるものは、該当するチェック欄に印を付してください。
- (2)「機械の種類」は、乗用型トラクター、田植機、自脱型コンバイン等の別を御記入ください。
- (3)「型式名」は、機体の銘板に記されている型式名を御記入ください。
- (4)「作業機の種類」は、乗用型トラクター及び耕耘機に係る事故について、事故発生時に作業機が装着されていた場合には、その作業機の種類(ロータリー、ビートハーベスター等)を御記入ください。
- (5)「健康状態・服装等」は、被災者の持病の有無や事故当日の服装(ヘルメットや帽子、軍手の着用等)について御記入ください。
- (6)「経験期間」は、被災者の農業を始めてから事故時までの経験年数や月数について御記入ください。
- (7)「負傷等の程度」の「重傷」は、消費生活用製品の重大事故と同様、30日以上の治療期間を要

することを一応の目安とします。重症かどうかの判断が難しい場合には、記入者の判断によることを妨げません。

- (8)「作目」は、事故時に作業対象としていた作物名を記入してください。
- (9)「事故の経緯」は、記載例を参考に、可能な限り具体的にお書きください。
- (10)「事故の原因」は、記載例を参考に、機械、設備、環境、作業方法、本人や他者のそれぞれの面から考えられる原因について具体的に記入してください。
- (11)「機械の状況」は、欄に記載のある農機具(トラクター等6機種)による事故の場合、該当するチェック欄に印を付してください。
- (12)「現場見取図」は、できる限り具体的に事故現場の略図を書いてください。事故現場の写真に 説明を追記したものでも結構です。農機具による事故の場合、可能であれば事故機の写真も 添付してください。

農作業事故情報提供様式

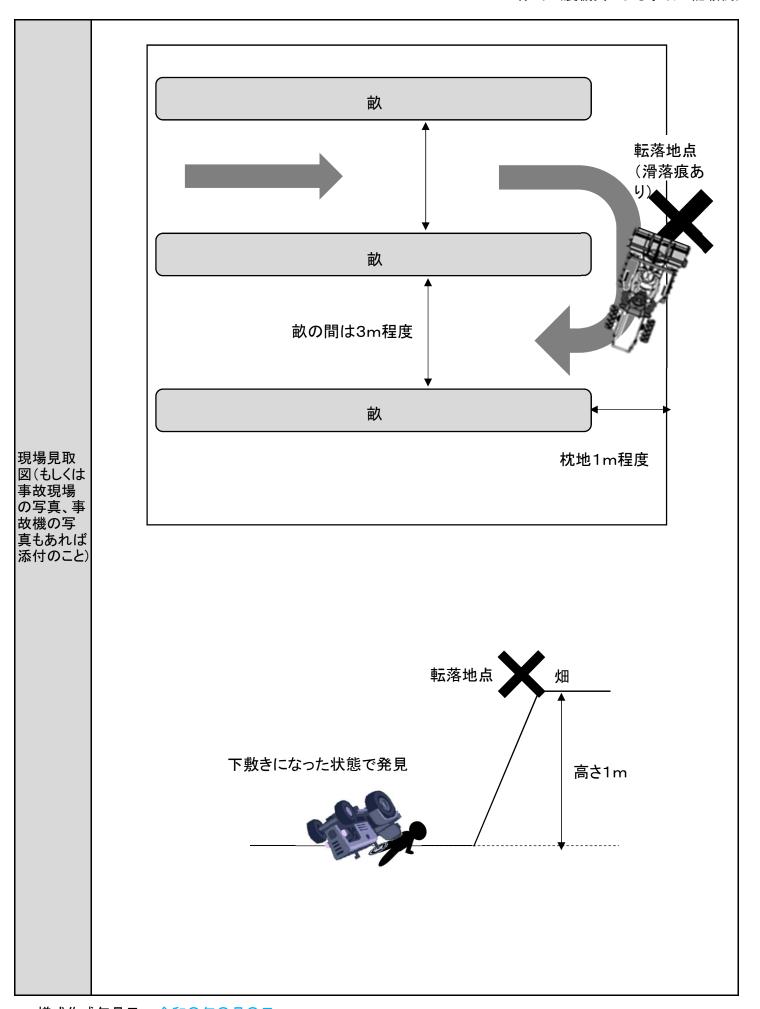
唐機	機械の種類					メーカー名			型式名		製造年	
報の	作業機の種類(トラクター・耕耘機の場合)					メーカー名			型式名		製造年	
	年 齢											
傷者の情	経験期間		(Ì) 🗆 🗆	年 口月 ・	□臨時	手伝い	性 別	□男 []女	□不明
	負傷等の程度			□死τ	<u>-</u>	□重傷(全	:治30日以	(上)	 □軽傷(全	治30日未満)	□不	明
	傷病名						傷病	部位				
	発生日	時	令和	年	月	日	(時刻		頃)	当日の天気		
	発生場所		都道府	F県:			市町村:			前日の天気		
	具体的な発生場所 (転落した場合、転 落直前の場所)		□水田 □畑 □草地 □果樹園 □ほ場畦畔 □ほ場進入路 □ビニールハウス □畜舎、作業小屋などの施設 □道路(道幅 m程度) □その他()									
	第年 場所 ●舗装の)状態 (□ぬかるんでいた ・ □乾燥していた ・ □ぬれて滑りやすかった))									
	作目					行っていた 作業						
	事故 の経 緯											
	事故 の原 因											
	機械の状況	トラクター	●左 ●シ	右ブレー ートベル	-キ連 小着月	結の有無(□連結。 □有・	されていた 口無)	: · □連 ●作業樹	A有・□無・□ 結されていなが 幾の状態(□ に)(いった)	
		耕耘機	●スI	ロットル	設定(#(ロエンシ	口中間・ ジン緊急停	ロアイドル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	レ) ●作 ・ロデット	ı)(業機の状態(ヾマンクラッチ・ の他 ・□無)	口挟圧	
		刈払機	●飛	散物防」人保護	止力が	べーの有無(可無(□保 □安:	○ □有 ・護めがわ全靴有 ・	□無 有 · □ □手袋有		□ナイロンカッ? がずらしたり外し □ン有 · □す バー有 · □そ(レバー(□固)	たりして ね当て有 の他・ [いた) 「 コ無)
		運搬車				三輪 · 口匹 位置(主·副				用・口歩行用 ι)(・口兼用)
		自脱型コ ンバイン	●走 ●グ	で 行速度 レンタン	(ログ 段の位 ク内の	`レンタンク: 立置(主・副 D籾の有無	式 ・ ロz など複数。 (口有	tッパ袋詰 ある場合! ・ □無)	吉式) よそれぞれ)	条刈以上) ι(の有無(□有	• _{□無})
		スピードスプレーヤー	●走	行速度	没の位	(□有 ・ 位置(主・副 散布中・□	など複数	ある場合に		(□有 ・ □第 ι(#)	

現場見取 図(もしくは 事な写真、事 故機の写真を 真もあれば) 添付のこと)	

様式作成年月日 : 所属機関名 : 担当者氏名 : 連絡先TEL :

農作業事故情報提供様式

唐機	機械の種類		トラクター		メーカー名	〇〇農機	Š.	型式名	ABC-D	製造年	1994	
報の	作業機の種類(トラク ター・耕耘機の場合)		ディスクプラウ		メーカー名	〇〇製造	i	型式名	EFG123	製造年	2004	
負	年 齢		80	才	健康状態・	服装等			軽度の白内障	į		
傷者の情	経験期間		(60) 🔽	年 口月・		手伝い	性 別	☑男 [□女	□不明	
	負傷等	の程度	✓ 死亡	=	□重傷(全	治30日以	上)	□軽傷(全	治30日未満)	口不	明	
_	傷病名		列	亡	傷病部位			胸部(圧迫による窒息)				
	発生日	時	令和〇年 3	月	1 日	(時刻	17:00	頃)	当日の天気	B	青れ	
	発生場	所	都道府県:	C)〇県	市町村:	00	市C	前日の天気	B	青れ	
	具体的な発生場所 (転落した場合、転 落直前の場所)		□水田 ☑畑 □草地 □果樹園 □ほ場畦畔 □ほ場進入路 □ビニールハウス □畜舎、作業小屋などの施設 □道路(道幅 m程度) □その他()									
	第年 場所 ●舗装の		状態 (□ぬかるんでいた ・ ☑乾燥していた ・ □ぬれて滑りやすかった)									
	作目		カボチャ		行っていた 作業				耕耘			
	事故 の経 緯	しようとした		で乗り	用トラクター 三転落したと	マーで耕耘作業を行っていた。滑落痕から、作業中、畑の隅で旋回とと推測される。帰宅が遅いことを心配した家族が探しに行ったとで発見した。						
車	事故 の原 因]するのにはぎりぎりの幅しかなかった i及び薄暮による視力の低下									
事故発生状況の情報	機の状況	トラクター	●左右ブレー●シートベル	·キ連 ト着月	結の有無(用の有無(□連結さ	られていた ☑無)	· ▽ 連 ●作業樹	A有・□無・▽ 結されていなが 幾の状態(□□ L)(主変速は2	かった) 駆動 •	☑停止)	
		耕耘機		没定(【□全開・ 無(□エンジ	□中間・ シ緊急停	ロアイドル 止ボタン	レ) ●作 ・ロデット	ι)(業機の状態(ヾマンクラッチ・ D他 ・□無)	口挟圧		
		刈払機	●飛散物防⊥ ●個人保護	Eカバ 具の有	ヾ一の有無(頁無(□保 □安全	□有 ・ 護めがね 全靴有・[□無 · 有 · □ □手袋有	□有だた 保護エプロ ・□腕カ	コナイロンカッ? がずらしたり外し ロン有 ・ 口す バー有・口そ(レバー(口固)	ったりして ね当て有 の他・ [いた) ī]無)	
		運搬車	●機体形状(●走行速度原						用・口歩行用 ぃ)(・□兼用)	
		自脱型コンバイン	●走行速度●グレンタン・	ログ 役の位 ク内の	`レンタンクラ 位置(主・副ス の籾の有無	式 ・ □ † など複数 b (□有 ・	マパ袋語 5る場合(i 口無)	5式) はそれぞれ)		・□無)	
		スピードスプレーヤー	●キャビンの ●走行速度原 ●作業状態(殳の位	位置(主・副本	など複数は	る場合に		〔□有 ・□第 ι(無)		

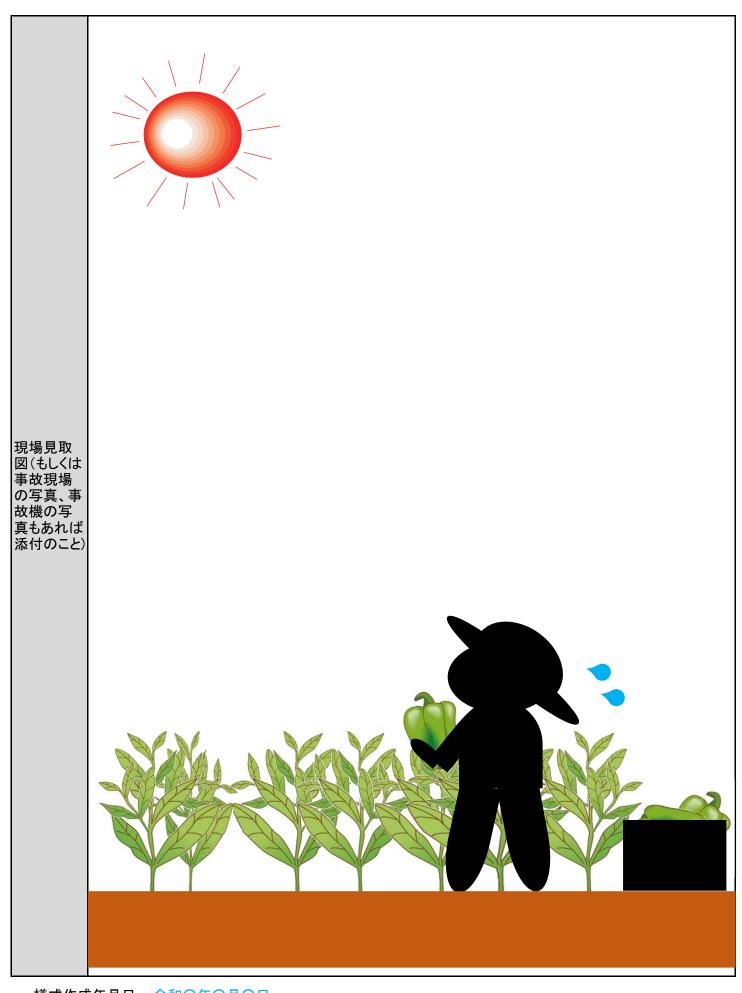


様式作成年月日:令和〇年〇月〇日

所属機関名:〇〇株式会社 担当者氏名:〇〇 〇〇 連絡先TEL:00-111-2222

農作業事故情報提供様式

_情 機	機械の種類				メーカー名			型式名		製造年		
報の	作業機の種類(トラクター・耕耘機の場合)				メーカー名			型式名		製造年		
傷者の	年 齢		64	才	健康状態・	服装等		健康、麦	たわら帽子と長衫	L 由Tシャツ	,	
	経験期間		(4) 🔽 🕏	▼ □月・	□臨時手	伝い	性 別	□男	₫女	□不明	
	負傷等の程度			死亡	□重傷(:	全治30日	以上)	☑軽傷(全	治30日未満)	□不	明	
	傷病名			熱中症		傷病部位	Ī					
	発生日	時	令和〇年	8 月	2 日	(時刻	9:00	頃)	当日の天気	B	青れ	
	発生場	所	都道府県:		OO県	市町村:	Δ.	△町	前日の天気	B	青れ	
	具体的な発生場所 (転落した場合、転 落直前の場所)		□水田 ☑畑 □草地 □果樹園 □ほ場畦畔 □ほ場進入路 □ビニールハウス □畜舎、作業小屋などの施設 □道路(道幅 m程度) □その他()									
	第年 場所 ●舗装の		場の傾斜 (□急 ・ □緩 ・ □無) / (□上り ・ □下り) 段差や溝 (□有(高さ									
	作目	露地里	予菜(ピーマン	()	行っていた 作業			43	双穫作業			
	事故 の経 緯		6時より畑で一人で収穫作業を行っていた。9時頃にめまい、頭痛、吐き気を覚えたので10帰宅。午後に病院に行ったところ、熱中症と診断された。									
	事故 の原 因	・いつも持つ	情天で、最高気温35度を記録する猛暑日であり、気温は朝早くから30度を超えていって行く水筒を忘れてしまい、発症時まで水分を取っていなかった 遅くまで地域の会合があり、睡眠不足気味だった									
	機械の状況	トラクター	●左右ブレ ●シートベ	ノーキ連 ルト着月	結の有無(□連結さ □有・□	れていた □無)	: • □連 ●作業機	有・□無・□ 結されていなか 幾の状態(□駅 ı(った)		
		耕耘機	●スロット	ル設定	無(ロエンジ	コ中間・ン緊急停	ロアイドル 止ボタン	レ) ●作 ・ロデット	い(業機の状態(□ ドマンクラッチ・ D他 ・□無)			
		刈払機	●飛散物№ ●個人保証	方止力/ 蒦具の4	ヾーの有無(有無(□保) □安全	□有・ 護めがね。 全靴有・[□無 · 有 · □· □手袋有	□有だか 保護エプロ □ □腕カ	コナイロンカッタ ヾずらしたり外し コン有 ・ ロす: バー有・ロその レバー(ロ固気	たりして(ね当て有 D他・ [いた) ! !無)	
		運搬車			三輪・□四 位置(主・副7				用・口歩行用 い(・□兼用)	
		自脱型コンバイン	●走行速原 ●グレンタ	(□ク 度段の位 ンク内の	条刈 ・ 口 「レンタンク」 立置(主・副 ^な の籾の有無 (口有 ・	t · □ォ など複数ぁ (□有 ·	マパ袋詰 5る場合に 口無)	式) はそれぞれ		• 口無)	
		スピードスプレーヤー	●走行速原	度段の位	(□有 ・ 並置(主・副 [≠] 散布中・□	など複数も	ある場合は		〔 □有 ・ □無 ι(()		



様式作成年月日:令和〇年〇月〇日 所属機関名:〇〇県〇〇課 担当者氏名:〇〇 〇〇 連絡先TEL:11-111-1111

(様式2)

農機具の改善対策等実施情報提供様式

農機具に使用者の安全を脅かすおそれのある不具合・欠陥があることが明らかとなり、改善対策等を実施される場合、本様式により農林水産省生産局技術普及課までE-mail(jikojoho@maff.go.jp)により情報提供をお願いします。

なお、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)や消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)等に基づき担当省庁へ報告することされている改善対策等(リコール、改善対策、サービスキャンペーン等)については、本様式による情報提供の対象外となりますが、不具合等の内容が農業者の安全に関わるものである場合には、担当省庁への報告時に、当方にもお知らせください。その際にあっては、担当省庁に報告する様式と同じ様式で提供していただいても結構です。

- 1 製品名
- 2 機種、型式、製造番号
- 3 製造(輸入)期間、製造(輸入)台数、うち改善対策対象台数
- 4 改善対策に至る経緯(具体的に記載ください。)
- 5 改善対策の内容(具体的に記載ください。)
- 6 当該製品使用者に対する周知方法

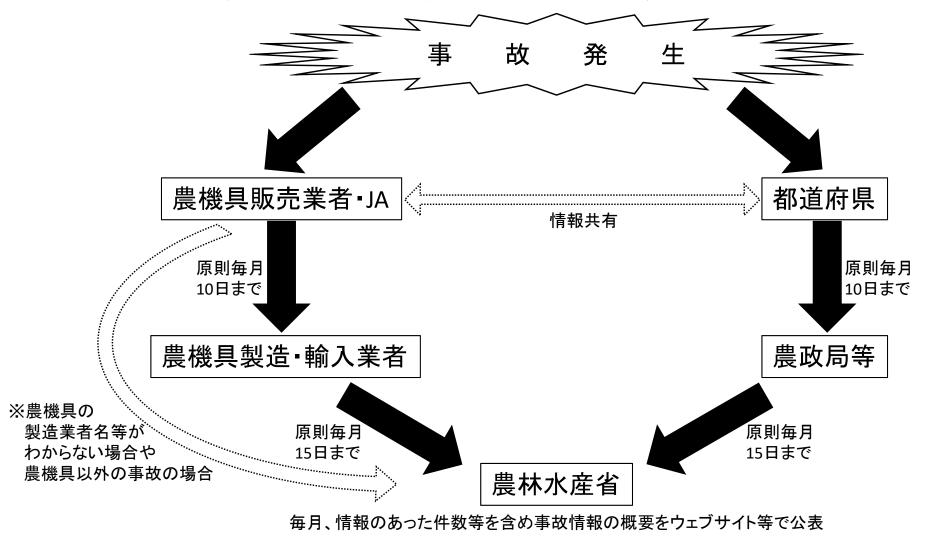
 様式作成年月日:

 会社名:

 担当者氏名:

 連絡先TEL:

都道府県、農機具販売業者、製造業者等を通じた農作業事故情報等収集の仕組み





(国研)農業・食品産業技術総合研究機構 農業技術革新工学研究センター

事故情報等についてデータベースとして蓄積し、専門家を交えた事故分析体制の下で分析を実施